# 産業廃棄物処分業 許可申請・届出に関する Web説明会

岩手県環境生活部 資源循環推進課



## 本日の内容

- 【1】処分業の許可申請について
- 【2】変更届について
- 【3】優良認定制度について
- 【4】その他

### 【1】処分業の許可申請について

- (1)産業廃棄物処理業とは
- (2)産業廃棄物の種類
- (3)許可の区分と有効期間
- (4)事業計画
- (5)許可申請
- (6)申請書の作成方法
- (7)欠格要件
- (8)変更許可



## (1)産業廃棄物処理業とは

## 「廃棄物」

■廃棄物の定義(法第2条)

人間の活動に伴って生じた物のうち、自分で利用 したり他人に売却できないため不要となった液状 又は固形状の物

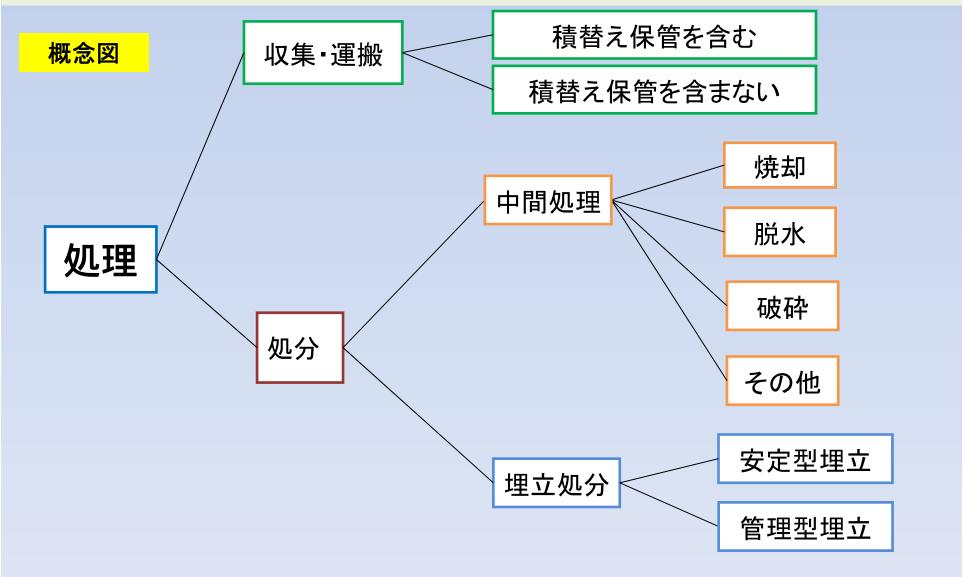
- ●性状
- ●排出状況
- ●通常の取扱形態
- ●取引価値の有無
- ●占有者の意思



廃棄物に該当するか 否か総合的に判断

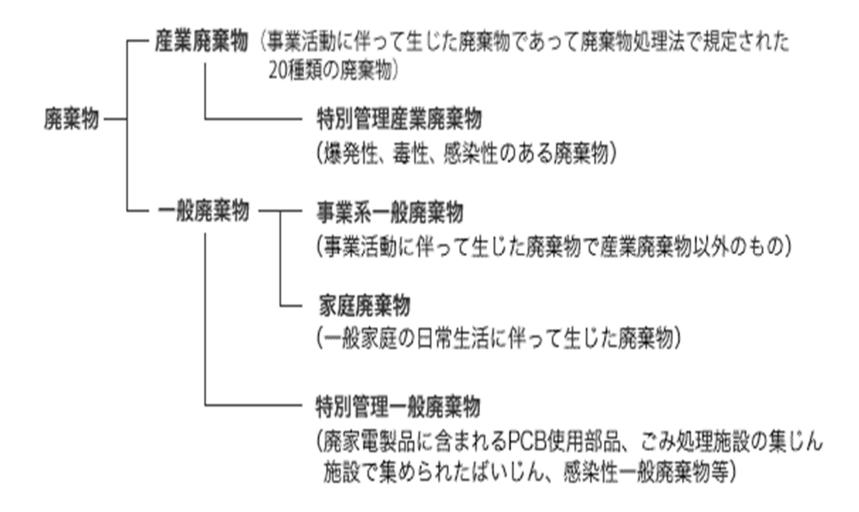
(総合判断説)

## (1) 産業廃棄物処理業とは



# (2)産業廃棄物の種類

## 廃棄物の種類



## 産業廃棄物と一般廃棄物

### 産業廃棄物

- ●産業廃棄物
- ●特別管理産業廃棄物

### 一般廃棄物

- ●一般廃棄物
- ●特別管理一般廃棄物

#### 「特別管理」とは?

→爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物

例: 感染性廃棄物(例:血液の付着した針)、

引火点70℃未満の揮発油類、廃水銀等、アスベスト、PCB

## 特別管理産業廃棄物

- 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健 康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有 するものは、特別管理産業廃棄物として別に定められている。
- 特別管理産業廃棄物は、排出されてから処理されるまでの間、常に注意して取り扱うこととされており、通常の産業廃棄物と比べ特別な管理及び処理方法が義務付けられている。

### 産業廃棄物の種類と具体例(20種類)1~12

		種類	具体例
あらゆる	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建 設汚泥等
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソ一ダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
らゆる事業活動	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
活動	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
に伴	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
に伴うもの	9	ガラスくず、コンクリートくず及 び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

### 産業廃棄物の種類と具体例 (20種類)13~20

#### (業種限定のある産業廃棄物)

特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、 製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15	繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固 化物)	

## 特別管理産業廃棄物の種類

名	称	性状及び具体例	
廃油	i e	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
廃酸廃ア	度 パルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染	<b>.</b> 性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産棄廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管等)	
	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油	
特	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃ブラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類	
定有	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)	
害産	廃水銀等	・廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物) ・廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)	
業廃棄物	及びその処理物	《事業例》水銀回収施設、水銀使用製品製造施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、大学及びその附属試験研究機関、その他	
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等 《事業例》石綿建材除去事業等	

#### 有害物質が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、 燃え殻、ばいじん等

	金属等の名称				
その他	水銀又はその化合物	1,2-ジクロロエタン			
	カドミウム又はその化合物	1,1-ジクロロエチレン			
	鉛又はその化合物	シス-1,2-ジクロロエチレン			
	有機燐化合物	1,1,1-トリクロロエタン			
	六価クロム化合物	1,1,2-トリクロロエタン			
の	砒素又はその化合物	1,3-ジクロロプロペン			
有害廃	シアン化合物	チウラム			
廃	PCB	シマジン			
棄 物	トリクロロエチレン	チオベンカルブ			
173	テトラクロロエチレン	ベンゼン			
	ジクロロメタン	セレン、又はその化合物			
	四塩化炭素	1,4-ジオキサン			
		ダイオキシン類			

# (3)許可の区分と有効期間

## 許可の区分

新規

• 新たに処分業を始める

更新

• 前回の許可内容を引き続き行う(1)

変更許可

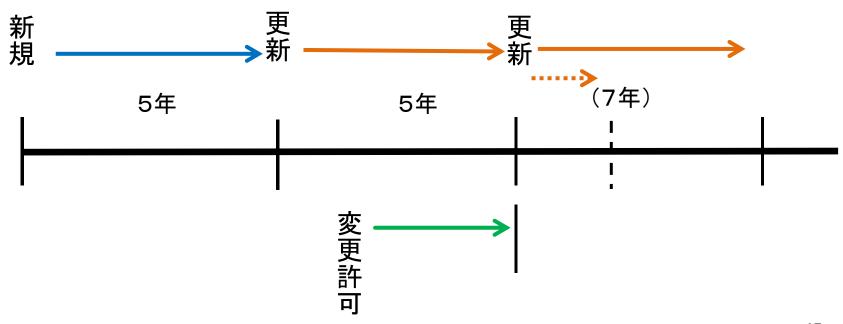
• 許可内容を変更する(2)

- 1 更新のタイミングで事業範囲を広げる(品目等を増やす)場合は、併せて変更許可申請が必要です。
  - 2 品目が減る場合は「変更届」になります。

## 許可の有効期間

### 5年間有効(優良認定の場合は7年間)

#### 優良認定は2年延長



変更許可で書き換えた許可証の期限日は、当初許可期限日と同じ。更新以降は5年サイクル。

# (4) 事業計画

## 事業計画

- ・ 産業廃棄物の種類の確認(品目)
- 施設に関する基準(適切な運搬施設を有するか)
- 能力に関する基準(知識、技能、経理的基礎を有するか)

### ! 注意事項!(以下のことは出来ません)

- 一般廃棄物の処分
- ・ 普通産廃の処分業許可で特管産廃を扱うこと
- 許可品目以外(限定以外)の廃棄物の処分
- 許可のない施設での処分
- ・ 処分の再委託

# (5)許可申請

## 許可申請の流れ

●事前協議

• 講習会の受講・施設の設置(許可)

• 許可申請書作成

• 申請書提出

• 審査

3

4

**(5)** 

6

●許可

## 産業廃棄物の適正処理のために



## 1 事前協議

新規許可、変更許可申請の場合は、廃棄物処理施設の設置に当たって事前協議が必要となります

あらかじめ管轄する広域振興局又は保健福祉環境センターへご相談ください

ここで事前協議と設置許可について、簡単にご説明します。

## 事前協議の流れ

協議者:必要な許認可等の調査・関係機関との打合せ

協議者:周辺生活環境調査の実施

協議者:住民説明の実施

協議者:事前協議書提出

県: 審査 県:不明事項がある場合は照会

協議者:照会に対する回答

県:関係機関への意見照会

県:協議者への意見通知

協議者:意見への対応を回答

県:協議結果の通知

## 事前協議の対象施設

- (1)廃棄物処理法に基づく設置許可が必要な施設
- (2)産業廃棄物処理業者が設置する (1)以外の施設
- (3)小規模再生事業施設 廃棄物処理法第20条の2の登録を受ける場合(一般廃棄物、5t未満)
- (4) 自リ法の解体業または破砕業に用いる施設

設置許可 対象外施設

## 事前協議が必要となる場合

- ●事前協議が必要
  - •「廃棄物処理施設<u>等</u>」の、設置、変更、

譲受け、借受け

•「廃棄物処理施設<u>等</u>」に関係する変更すべて

- ●事前協議が不要
  - 門扉、立札、雨水流入防止設備、洗車設備、 消火設備、管理事務所の変更

### 必要な許認可の調査・関係機関との打合せ

●関係法令の確認が重要

#### 開発関係法令

- 滝沢市、矢巾町の市街化調整区域
- 他法令の許認可が必要になることもある
- 都市計画区域が拡張されることもある
- 変更や施設入れ替えであっても、新たに許認可が必要な事例もある

環境関連法令 騒音・振動等の各種環境規制値

### 周辺生活環境調査について

- ●周辺生活環境調査が必要
  - 生活環境保全のため注意すべき事項を把握するもの
  - 法許可手続きにおける生活環境影響調査とは異なる
  - ・事前協議書様式第10号の記載事項になる

#### ●調査項目

- •土地の利用状況
- •既存施設の分布状況
- •使用道路の状況
- 放流経路等
- •井戸の分布状況
- 湧水の分布状況
- 局地的気象の特徴

## 住民説明について

- ●周辺住民に対する<u>事前説明</u>が必要
- ●事前説明の要・不要
  - 新規設置、変更許可、借受け、譲受けの場合は必ず実施
- ●不要な場合の例
  - 許可対象施設で搬入搬出時間以外の軽微変更
  - ・産廃処理業者が設置する許可不要施設 (=その他処理施設)で、上記に相当する場合
  - ・事業者の自ら処理
  - •移動式施設

## 住民説明の対象者について

- ●事前説明の対象者
  - 周辺地域の居住者
  - 隣接土地の所有者
  - •搬入道路(幅員5m以下)に隣接する区域の居住者
  - 放流先水路管理者、利水権者

### 住民説明の方法・とりまとめについて

- ●事前説明の方法
  - ・説明資料により実施する
  - 資料には、必要事項を記載する
  - ・説明会または、個別説明(間接説明を含む)で説明
- ●事前説明の結果のとりまとめ
  - •事前協議様式第9号に記載
  - •説明対象と規定されている「個人ごと」に作成
  - ・団体等へ説明した場合は、代表者について作成し 対象者の一覧表に間接説明の相手を記載

## 事前協議書の審査について

- ●事前協議書の審査
  - •事業計画、法の構造基準等を審査
  - 不明な事項がある場合、照会し補正を求める
  - ・補正後に、関係機関に意見照会
  - ・標準処理日数は80日または130日
    - ※土日祝日閉庁日は含めない 暦の1か月は、20日程度に相当
    - ※協議者が補正に要した時間は含めない
- ●事前協議結果の通知
  - 調った、調わなかった

## 廃棄物処理施設等の設置等手続き

#### 廃棄物処理施設等設置等事前協議(条例)



設置許可対象施設



設置許可 変更許可 軽微変更届 借受け、譲受け許可 など



設置許可対象外施設



工事着手届等(条例)





施設設置等



廃棄物処理業 の許可等

# 2 許可申請書作成

岩手県ホームページからダウンロード。

くらし・環境→環境→廃棄物関連様式集→資源循環 推進課関連様式集

- 申請にあたっての注意事項を一読。
- 許可申請書添付書類一覧でチェック。

(HP検索ワードの例)

岩手県 資源循環推進課関係様式集

検索



# ③ 講習会の受講・施設の設置



役員または政令使用人が受講のこと。

受講者の要件が定められおり、取得する許可区分に適合した講習である必要(新規・更新等) 修了者は、取締役、政令使用人であること(監査役不可)

(講習会主催者)

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

## 4 申請書提出



- ・県内各振興局等、または本庁に提出。
- あらかじめ電話予約したうえで書類を直接持参。

事務所事業場の所在地により提出先が異なります。

申請後に施設設置場所を管轄する広域振興局又は保健福祉環境センターの職員が施設の調査を行います。

# 申請窓口

窓口	所管市町村(事業場所在地)
盛岡広域振興局保健福祉環境部	八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、 矢巾町、紫波町、滝沢市
県南広域振興局保健福祉環境部	奥州市、金ケ崎町
花巻保健福祉環境センター	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町
一関保健福祉環境センター	一関市、平泉町
沿岸広域振興局保健福祉環境部	釜石市、大槌町
宮古保健福祉環境センター	宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村
大船渡保健福祉環境センター	大船渡市、陸前高田市、住田町
県北広域振興局保健福祉環境部	久慈市、洋野町、野田村、普代村
二戸保健福祉環境センター	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村

移動式処分施設のみで事業場が県外または盛岡市の場合は岩手県庁資源循環推進課にご提出ください。38

# ⑤ 審査

## 処理業の許可の要件

 廃棄物処理法は、産業廃棄物処理業の許可 を付与する条件として、処理基準に適合する ことを求めています。

その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

欠格要件に該当しないこと。(不許可・取消対象)

## ⑥ 許可の基準

	法の規定	規則の規定
産業廃棄物処分業	法第14条第10項	第10条の5
特別管理産業廃棄物処分業	法第14条の4第10項	第10条の17

- (1)施設に係る基準
- (2)申請者の能力に係る基準

### 許可の基準

- (1)施設に係る基準
  - 飛散防止措置
  - 騒音、振動、悪臭等の防止措置
  - 石綿含有産業廃棄物、水銀廃棄物等の規定
  - 当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること

あらかじめ事前協議でも審査します

### 許可の基準

### (2)申請者の能力に係る基準

- 的確に行うに足りる知識及び能力を有すること
- 的確にかつ継続的に行うに足りる経理的基礎を有すること

# (6)申請書の作成方法

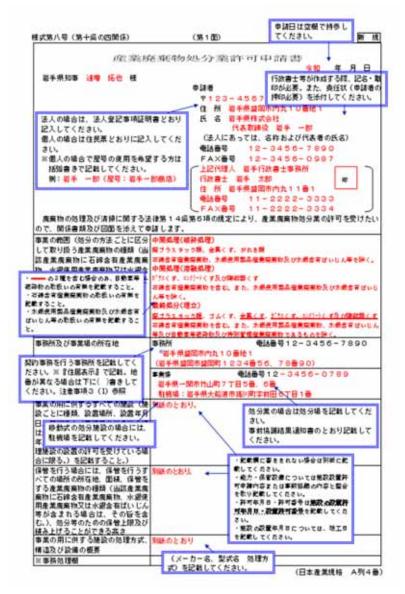
## 添付書類



### 法定様式の他に、以下の書類が必要です

- 定款
- 法人登記事項証明書
- ・ 施設の構造を明らかにする図面
- 事務所建物の登記事項証明書
- ・土地の公図
- 講習会修了証
- ・住民票の写し
- 登記されていないことの証明書
- 決算書類3期分
- 法人税納税証明書

など



- ●申請者欄は「法人登記事項証明書」のとおり
- ●事務所欄は、住居表示(郵便物の配達先住所)のと おり
  - ※(住居表示と実際の地番が異なる場合は2段書き)
- ●処分場は、土地の登記事項証明書のとおり※(複数の地番に及ぶ場合は、全て記載)
- ●以下の取扱いの有無を記載
- ① 自動車等破砕物
- 2) 石綿含有産業廃棄物
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物( )
- ④ 水銀含有ばいじん等( )

平成29年10月1日から記載することになりました。

産業廃棄物の種類に応じて、取扱いを明記します。

- ① 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの3種類を含む場合に記載
- ④ 燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリを 扱う場合に記載
- ②・③ 原則として(明らかに不要でない限り)記載
- ●能力·保管設備に関しては施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合をとり記載

#### (添付書類)

## 公図

事務所や駐車場(事業場)の位置について 建物と土地の登記事項証明書を基に、公図上にそれぞれの位置を示します。

事務所の住居表示と実際の所在 地番が異なる場合は2段書きしま す。

#### (例)

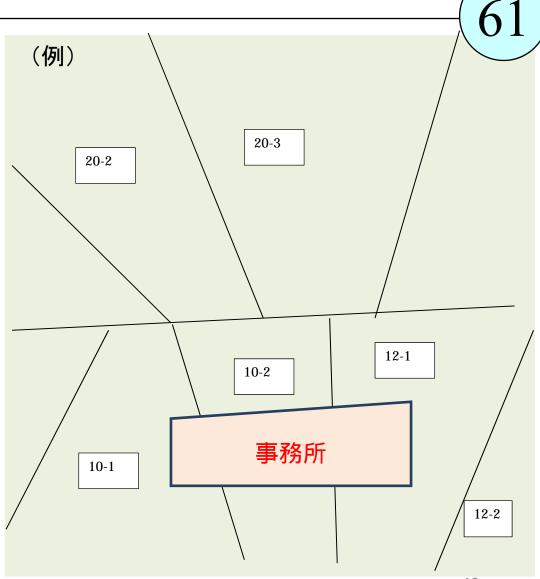
事務所の住居表示が「盛岡市内 丸20番地5」であるが、実際の事 務所の立地が10番1、10番2、 12番1の場合

#### (申請書記載例)

#### 事務所

岩手県盛岡市内丸20番地5

(地番:10番1、10番2、12番1)



#### 【更新申請用】

#### 計画変更がない旨の書面

更新申請時に、従前の許可期間から 事業計画に変更がない場合は、この 書面を添付することで申請書類の一 部が省略できます。

(許可申請書添付書類一覧の、「△」 印の書類が省略可能)

水銀廃棄物を扱う場合は省略不可。 事業計画や環境保全措置等の書類及び 収納容器の写真を提出していただきます。

#### 産業廃棄物処分業更新申請書の添付書類の省略について

事業計画(様式第七号の1~5)
処分後の産業廃棄物の処理方法(様式第十一号)
事業の用に供する施設
施設の所有権

上記一覧表に〇印を付した事項については、変更ありません。

令和 年 月 日

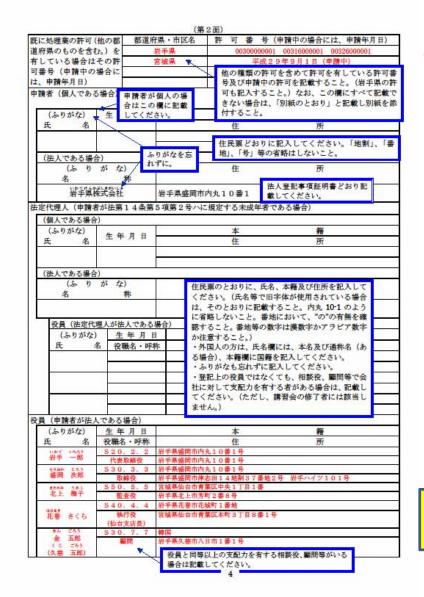
申請者氏名



- 能力・保管設備に関しては 施設設置許可内容または事 前協議の内容と整合をとり 記載
- 一日及び一時間あたりの処理能力を(t/日、t/時・h)で記載
- 石綿含有廃棄物、水銀使用 製品、水銀含有ばいじん等 及び自動車等破砕物につい ては含む場合のみ記載

### 申請書類の作成の留意事項(様式第八号)





●役員の本籍住所は、住民票の写しの とおりに記載

•「一」で省略しない

・数字の表記に注意 →「三」と「3」など

・異字体の場合でも、住民票のとおりに記載→「・」「髙」 など

(変換できない場合は手書き可)

3面にも同様に記載してください

## (添付書類) 役員、株主の関係書類



- ①住民票の写し
  - (注)本籍地記載のもの マイナンバーの記載が無いもの
- ②登記されていないことの証明書
- ③法人株主がいる場合は、当該法人の法人登記事項証明書

先行許可証を提示する場合

- ①、③はコピーの提出可
- ②は省略可

## 先行許可証とは

58

63

既に取得している許可証の原本を提示することで、申請書類の一部を省略できます。

本県では、本県への申請日から1年以内に取得した許可証を先行許可証として使用することができます。

ただし、提示する許可証に、規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無が「有」となっている許可証は使用できません。

### 許可証の「事業の範囲」 (許可内容)

#### <石綿含有産業廃棄物を含む表記>

取り扱うことができる事業者にのみ記載される。

#### <自動車等破砕物の取扱いの有無>

- ・廃プラスチック類
- 金属くず
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

の3種類を扱う場合に有無が記載される。

#### <特別管理産業廃棄物を除く表記>

特管廃棄物と同じ名称の廃棄物の許可を有する場合、区別するために記載される。

#### <水銀廃棄物を含む表記>

取り扱うことができる事業者にのみ記載される。

#### 許可証表記の例

許可番号 00300123456

#### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県盛岡市内丸10番1号

氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増 拓也

許可の年月日 平成 年 月 日

許可の有効年月日 平成 年 月 日

- 1. 事業の範囲
- (1)産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- 燃え殻
- 汚泥 (無機性汚泥に限る。)
- ・廃プラスチック類
- 紙くず
- 木くず
- 金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 以下余白
- (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 年 5月 1日 当初許可

平成 年 9月 2日 更新許可

平成 年11月 3日 事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に○○を追加したこと。)

平成 年12月 4日 変更届出書受理(代表者を○○○○から変更したこと。)

以下余白

4. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 以下会白



## 申請書類の作成の留意事項(様式第七号の1)



様式第七号の1 (第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係)

#### 事業計画の概要

1. 全体計画の概要 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

排出事業者より処分の委託を受けた産業廃棄物の中間処理(破砕、溶融)及び最終処分(埋立) ・行う。

処分の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正な処分を行う。

#### ※具体的な処理方法を記載すること。

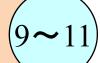
2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

	TO HE HE TO AL		to A B		備考
	産業廃棄物 の種類	処分方法	処分量 (t/用Xはm <sup>3</sup> /用)	性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地
1	廃プラスチッ ク類	破砕	20 t/月	固体	機岩手プラスチック 岩手県奥州市水沢大手町 5-5
2	金属くず	破 孕	10t/月	固体	謝イワテ建設 岩手県奥州市水沢大手町 5-5 (県内各工事現場)
3	がれき類	破砕	50t/月	固体	同上 建設現場等から発生する場合 は、(果内各工事現場) と記 載すること。
4	が ラスくず、コンクリ - トくず及び陶磁 器くず	溶融	5 t/月	固体	同上
5	石綿含有産業 廃棄物	溶融	5 t/月	固体	同上

- 産業廃棄物の種類によっては「排 出事業者限定」がある
- 処分方法には具体的な処分方法 を記載
- 予定排出事業場が岩手県内の建設現場の場合は、法人の所在地の他に「県内各工事現場」と追記
- 石綿含有産業廃棄物、自動車等 破砕物、水銀廃棄物を扱う場合 はそれぞれ項目を設けて記載

## 申請書類の作成の留意事項(様式第七号の2)



3. 施設の概要	ださい。
処理施設の種類	破砕施設 破砕施設 (移動式)
設置場所	岩手県一関市竹山町7丁目5番
	〈移動式施設の場合〉 盛岡市内を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場:岩手県一関市竹山町7丁目5番)
設置年月日	平成16年10月25日
処理能力	160t/H (20t/h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、がれき類
処理施設の処理方式及び設備の	破砕施設
概要	沿岸製作所製
	型式: IWT-001
	インパクトクラッシャー
	衝撃破砕方式 (インペラブレーカ)
	申請書第1面の記載内容に合わせ、処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。
環境保全設備の概要	敷地境界における騒音の大きさを85 d b以下とする。
	敷地境界における振動の大きさを75db以下とする。
	保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉じん飛散を
	防ぐため散水装置を設置する。
	廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしない ための施設について記載する。
	(日本工業規格 A列4番)

- ・ 申請書第1面の記載内容に 合わせて記載
- 最終処分場がない場合でも、 最終処分場の様式の提出を 省略せず、余白に「該当なし」 と記載し提出

54

様式第七号の4 (第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係)

4. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。) ※中間処理の種類ごとに作業の手順のフロー図を記載してください。(別紙に記載して もかまいません。)

業務時間 午前9時~午後5時

休憩時間 正午~午後1時

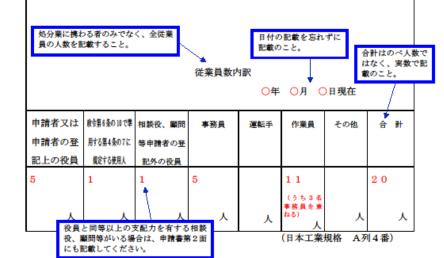
休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、盆期間

作業の手順のフロー図は別紙に記載。

- ・ 登記上の役員
- 政令使用人
- 相談役・顧問等、申請者の登 記外の役員

などについて記載

相談役・顧問等が、役員と同等の権力を有 する場合は、申請書の第2面に記載する。



## 申請書類の作成の留意事項(様式第七号の5)

様式第七号の5 (第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係)

#### 6. 環境保全措置

(1)中間処理施設において講ずる措置

騒音、振動の少ない機械を設置し、騒音、振動防止に努めること。

粉じんの飛散が予想される場合は、散水を行い、飛散の防止に努めること。

(2)保管施設において講ずる措置

保管期間を超えて長期期間保管せず、速やかに処分すること。

保管する産業廃棄物が飛散しないよう、シートをかぶせること。

また、流出、地下浸透したりしないよう、床面はコンクリート張りとすること。

(3) 最終処分場において講ずる措置

安定型処分場においては、定められた品目以外の廃棄物は搬入しないこと。 液状の物は埋立てしないこと。

廃酸、廃アルカリは埋立てしないこと。

処理する産業廃棄物が飛 散、流出、地下浸透等する ことがないか?

(処理基準)

【法】第12条、【施行令】第 6条

## 申請書類の作成の留意事項(様式第十一号)



<b>様式第十一号(第十</b>	条の四第二項	第四号、同条第	三項、第十条の	十六第二項	関係)
	処分後の産	業廃棄物の処理力	法を記載した	書類	
処分後の産業廃棄 物の種類	廃プラスチッ	ク類	この様式は産業	廃棄物の種類ご	とに作成
発生量 (t/fl\t\m <sup>3</sup> /fl)	20t/月		してください。		
(t/ HXA m <sup>3</sup> / H)	自己処理	(処分場所)			
	委託処理	(処分業者名)	<b>県北産業㈱</b>		
		(所在地)岩手!	<b>某</b> 久慈市八日町		
				該当するもの	を囲む。
	埋立処	分 海洋投	入処分 中	間処理	売却
処 理 方 法	中間処	理、売却の場合は みの廃プラスチッ する。		<b>蜜業㈱〜搬入</b>	اد ا
備考 処分後の産業	英廃棄物の種類	類ごとに記載する	こと。		

・ 産業廃棄物の種類ごとに作成してください

(日本工業規格 A列4番)

## 申請書類の作成の留意事項(様式第十二号)

様式第十二号は法人申請の方のみ提出 してください。

100 - In AM		(Mr. I. Ar. a	m Mr — vs Mr I	。日 回友被三强 放上友本上上放一强眼坛》
像八束				7号、同条第三項、第十条の十六第二項関係)
1	- ,			は額及びその資金の調達方法を記載した書類
				いくうえで必要とされるものについて記載すること。
す			については記載	せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。
1	内	訳		金 額(千円)
<u> </u>				
- ,,,,	の開始に		50,000	*
資金	金の	総額		
	土 地		30,000	総額と内訳の合計が一致するように留意してくだ
				を 類と内肌の合計が一致するように歯感してくた さい。
	事務所		10,000	- "
				30,000+10,000+10,000=50,000
	処理施設	Ł	10,000	
				・「調達方法の合計」=「事業の開始に要する資金の総額」
				になるように留意してください。
			20,000	・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。
	自己	資 金	,	III TEA O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
			30,000	
	借り	₹ 金	30, 000	
	(借入	先名)	岩手県庁銀行	20, 000
調				
			盛岡市銀行 1	0, 000
達				
方				
	<del>ک</del> 0	の他		
法	~ 0	9 1E		
		Ville		
	増	資		
備考	内訳欄(	の事項に	ついては、事	業計画に応じ適宜変更すること
Will 177	L 1 BACABA	-> <del>4-3(</del> (=	ZT CIM T	本川 四11-70 〇2世長久入 7 分 ~ 6

産業廃棄物処分業に用いる、 土地・建物・車両等の購入 費等

・ 新たに資金を調達する必要 がない場合はその理由を明 記

### 申請書類の作成の留意事項



誓 約 書

・ 欠格要件に該当していないこと

申請者は、廃棄物の処理及び香揚に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しな い者であることを誓約します。

- 各役員及び政令使用人等に確認したうえで、 誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- 押印は不要です。

令和 〇年 〇月 〇日

• 各役員及び政令使用人等に確認した上で誓約する

申請者 住所 岩手県空間市内丸10番地1 氏名 岩手県株式会社 代表取締役 岩手 一郎

[注入にあっては、名称および代表者の長名]

該当している場合は不許可 欠格要件(法第14条第10項第2 号)

- ・ 直近の3年分の決算書類(注)
  - ①貸借対照表
  - ②損益計算書
  - ③株主資本等変動計算書
  - 4個別注記表
- 法人税納税証明書

(注1)最新決算期において、債務超過の場合は、中小企業診断士等の経営 診断書の提出が必要(債務超過の解消が見込まれるもの)。

(注2)最新決算期において、繰越損失が見られる場合は、事業改善計画書の提出が必要(5年以内の解消が見込まれるもの)。

# (7)欠格要件

# 欠格要件の概要

### 該当した場合は不許可(許可取消し)になります

- 会社が環境関連法(廃棄物処理法、水質汚濁防止 法など)の罰金以上の刑を受けた場合
- ・ 会社の役員が禁固、懲役刑を受けた場合、または 環境関連法の罰金以上の刑を受けた場合

など



## 法人における役員とは

- 公益法人、協同組合の理事、監事等
- 株式会社、有限会社の取締役、監査役、相談役、顧問等
- 5%以上を保有する株主

いかなる名称を問わず、上記と同等以上の支配力を有すると認められるものも該当する

講習会受講者として認められる「役員」とは異なる点に注意!

## 政令で定める使用人とは

- 本店又は支店の代表者
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物処理業の契約を締結する権限を有する者

# 欠格要件の規定

主な規定(法14条10項2号では法14条5項2号を準用)

法14条5項2号イ 法第7条第5項4号イからチに該当する者  同 ロ 暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  同 へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者  法7条5項4号 イ・ロ 心身の故障によりその業務を適切に行うなうことができない者として環境省令に定めるもの破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  同 ハ 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者  同 ニ 廃棄物処理法等の環境関連法、刑法などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから五年を経過しない者  同 ホ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者	法	内。容
同 へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者  法7条5項4号	法14条5項2号イ	法第7条第5項4号イからチに該当する者
<ul> <li>法7条5項4号 イ・ロ         <ul> <li>心身の故障によりその業務を適切に行うなうことができない者として環境省令に定めるもの破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>同 ハ</li> <li>禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者</li> </ul> </li> <li>同 二         <ul> <li>廃棄物処理法等の環境関連法、刑法などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから五年を経過しない者</li> </ul> </li> <li>同 ホ</li> <li>廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消し</li> </ul>	同口	暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
イ・ロ して環境省令に定めるもの 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	同へ	暴力団員等がその事業活動を支配する者
同 二 廃棄物処理法等の環境関連法、刑法などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから五年を経過しない者		して環境省令に定めるもの
金以上の刑に処せられてから五年を経過しない者 同 ホ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消し	同八	禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者
たんがた。土水では「日日川川水の日」「これ」がにていて日で水川の	同二	
	同木	

# (8)変更許可

## 変更許可申請について

事業の範囲を変更する(広げる)ときは、変更許可申請が必要です。

減らす場合は変更届です。

#### (例)

- 処理方法と取り扱う産業廃棄物の種類に、木くずの中間処理(焼却処理)を追加したい。(処理方法の追加)
- 取り扱う産業廃棄物の種類に、木くずの中間処理(焼却処理)を追加したい。(品目の追加)

### 変更許可申請書



#### 変更許可申請書作成のポイント

- ・申請書の第1面には、従前の許可内容や品 目と追加する内容と品目を分けて記載する。
- 能力・保管設備については、事前協議の内容と整合を取り記載してください。
- 記載欄に書ききれない場合は、別紙を用いて説明してください。

許可年月日·許可番号は施設の設置許可年月日·設置 許可番号を記載してください。

# 【2】変更届について



- (1)変更届とは
- (2)変更届の提出

## 変更届とは

事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他の環境省令で定める事項を変更したときは、その旨を届け出なければならない。

(法)第14条の2第3項 (施行規則)第10条の10



#### 変更届が必要な場合の一例

						16-56
変更するもの		理由	添付書類	補足 書類	許可証書換 の有無	留意事項 46~56
人が変わる	·代表者 ·役員 ·使用人 ·5%以上 株主	社長が変わった 役員の就任退任 役職名が変わった 保有する株が5%を超 えた(下回った)	履歴事項全部証明書 住民票の写し・登記されてい ないことの証明書		有り (代表者)	
社名が変わる		社名変更	履歴事項全部証明書 定款		有り	・合併の場合は要注意
本店所在地が変わる		本社移転	履歴事項全部証明書		有り	・事務所も同時に変わる場合は、事務所について届出 する
事務所の所在地が変わる	•事務所	·事務所移転 ·事務所の新設·廃止	付近の見取り図	賃貸借 契約書		
処分業をやめる		廃業 合併による廃止			返納	
取扱う産業廃棄物 種類が減る	<b>か</b>	扱う産廃の種類を減ら す、限定を付ける			有り	・増える場合は「変更許可」 申請
処理施設、設置場 規模が変わる	<b>릚所、構造又は</b>	施設の新設、移転、変 更	処理施設の平面図、立面図、 断面図 構造図及び設計計算書 見取り図 建物の謄本・公図 土地の謄本・公図		有り	・事前協議が必要な場合有 ・変更許可が必要な場合有 ・施設に関しては別に許可 が必要な場合有
保管の場所が 変わる	・所在地 ・面積 ・保管する産業 廃棄物の種類 ・保管上限	保管場所の新設、移転、 変更	処理施設の平面図、立面図、 断面図 構造図及び設計計算書 見取り図 建物の謄本・公図 土地の謄本・公図		有り	・事前協議が必要な場合有 ・変更許可が必要な場合有 ・施設に関しては別に許可 が必要な場合有

## 変更届の提出

・ 変更後10日以内に提出

登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30日以内()に提出

H29法改正により変更された部分(施行規則第10条の10)

【注】欠格要件に該当した場合も届出が必要です!

# 【3】優良認定について



- (1)優良認定制度とは
- (2)優良認定基準

## 優良認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

【法】第14条第7項並びに第14条の4第7項

(ホームページ検索ワードの例)

環境省優良認定制度運用マニュアル

検索

## 優良認定基準

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けるためには、以下の基準に適合することが必要です。

基準	概要
遵法性	従前の産業廃棄物処理業の有効期間において、 特定不利益処分を受けていないこと
事業の透明性	インターネットによる方法で、一定期間継続して、 かつ、所定の頻度で情報公開している
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けている
電子マニフェスト	加入していること
財務体質の健全性	自己資本比率0以上(別途要件あり)で、税や社 会保険料の未納がないこと

## 優良認定基準

### 特定不利益処分一覧

事業停止命令、改善命令、取消を 受けていないことなど

(優良認定マニュアルから抜粋)

〈表3.2.1 特定不利益処分一覧〉

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3
		第14条の3 (第14条の6において準用する場
		合を含む。)
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用	第9条の2
	停止命令	第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2第1項若しくは第2項
		第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項 (第15条の4の2第3項にお
		いて準用する場合を含む。)
5	広城的処理認定の取消し	第9条の9第10項 (第15条の4の3第3項に
	11/200 100 100 100 100 100	おいて準用する場合を含む。)
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項 (第15条の4の4第3項に
		おいて準用する場合を含む。)
7	二以上の事業者による処理に係る認定	第12条の7第10項
	の取消し	
8	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
9	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項 (第19条の10第1項におい
		て専用する場合を含む。)
		第19条の4の2第1項
		第19条の5第1項 (第19条の10第2項におい
		て専用する場合を含む。)
		第19条の6第1項

## 優良認定基準

#### 優良認定の公表事項

公表事項と公開頻度のチェック表

公開にあたっては、「<u>産廃情報ネット・さんぱいくん</u>」のホームページを活用すると、公表作業等が楽になります。 ↓検索例

さんぱいくん

検索

(優良認定マニュアルから抜粋)

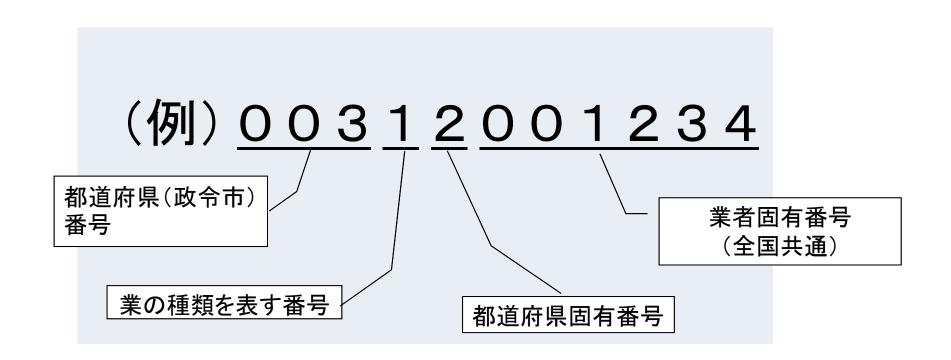
<表3.3.3.1 情報公表項目の全体像>

		12	適	用
	公 表 事 項	更新頻度	収集運搬	処分
1	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度 (代表者 等の氏名等について は一年に一回以上)	0	0
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
2	事業計画の概要	変更の都度	0	0
(3)	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	0	0
4	運搬施設に関する事項	変更の都度 (運搬施 設の種類・数量等に ついては一年に一回 以上)	0	
	処理施設に関する事項	変更の都度		0
(5)	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		0
6	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		0
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	0	
Ø	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後 産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		0
(8)	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		0
(9)	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実 績	一年に一回以上		0
10	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主 総会で承認を受け、 又は報告された都度	0	0
(1)	処理料金の提示方法	変更の都度	0	0
œ	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度 (人員配 置については一年に 一回以上)	0	0
(1)	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事 項	変更の都度		0
Œ	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	0	0

# 【4】その他



### 許可番号について



『固有番号』=業者ごとに付与される下6桁の番号

## その他

## 許可取得後には忘れずに・・・・

①処分実績報告書 毎年6月30日までに、前年度の処分量等 を報告するものです。

②変更届(代表者、役員、施設等)



# ご清聴ありがとうございました。

